

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240213	株式会社玉島コーワン運輸(法人番号1260001013825) 代表者下原将貴	岡山県倉敷市玉島乙島8256-27	本社営業所	岡山県倉敷市玉島乙島8256-27	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年6月13日及び同年7月26日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(6)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	3	3
20240221	広原海陸運輸株式会社(法人番号9240001036597) 代表者三川洋一	広島県安芸郡海田町南明神町3番2号	海田営業所	広島県安芸郡海田町南明神町3番2号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年2月1日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(最高速度違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20240227	明和石膏運送株式会社(法人番号6250002001577) 代表者武安哲男	山口県山口市下小鯖10999番地の8	本社営業所	山口県山口市下小鯖10999番地の5	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年5月22日及び同年7月3日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(3)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(4)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	3